

仕 様 書

- 1 件名
教育用コンピュータ・システム（児童生徒・教員用）（R5-1～R5-3 ブロック共通）
- 2 納入期限
令和5年8月31日（木）
ただし、令和5年7月31日（月）までの納入を基本とし、具体的な作業日程を各校と調整し、決定した内容について担当課に報告すること。
- 3 納入及び検査場所
別紙「設置校別機器数量一覧」のとおり
- 4 機器構成
 - (1) 教育用コンピュータ（児童生徒用PC）
 - ア 搭載OS：Chrome OS であること。
 - イ 機器本体に係る自動更新の有効期限が2029年9月以降であること。
 - ウ CPU：インテル製Celeron N4500以上とすること。
 - エ 内蔵ストレージ：eMMC32GB以上であること。
 - オ 光学ドライブ：不要
 - カ メモリ：4GB以上であること。
 - キ ディスプレイ：11～12インチ、1366×768ドット以上の解像度を有し、タッチパネルに対応すること。
 - ク 形状：ノート型でコンバーチブル機能に対応していること。
※ ディスプレイ面が360度回転し、スクリーンタッチ操作で使用可能であること。
 - ケ バッテリー：10時間以上（製品カタログに記載）であること。
 - コ 重量：1.40kg未満であること（バッテリー装着時 製品カタログに記載）。
 - サ 外形寸法：295（W）×210（D）×21（H）mm以内（製品カタログに記載）であること。
 - シ 耐久性：「MIL-STD-810G」または「MIL-STD-810H」に準拠した落下試験をクリアした製品であること。また、防滴設計のキーボード・タッチパッドであること。
 - ス インターフェイス
 - (ア) USB：USB3.0（Gen1）以上の規格でType-A及びType-Cのポートが各1個以上タブレット本体に内蔵されていること。
 - (イ) 無線LAN：IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n/による通信が可能なこと。
 - (ウ) LTE通信：不要
 - (エ) Blue tooth：Bluetooth v5.0以上を内蔵していること。
 - (オ) 入力装置：内蔵キーボード（JIS配列準拠）、10点マルチタッチタッチパッドを有すること。
※ Blue tooth接続は不可
 - (カ) サウンド：サウンド機能を有し、かつスピーカーを内蔵していること。
 - (キ) 音声端子：マイクロフォン/ヘッドフォン各1個もしくはマイクロフォン/ヘッドフォン、コンボジャック1個を装備すること。
 - (ク) 内蔵カメラ：インカメラ、アウトカメラに対応しており、アウトカメラにはオートフォーカス機能を有すること。

(ケ) 内蔵カメラ画素数：インカメラ 100 万画素以上、アウトカメラ 500 万画素以上とする。

セ 定格電圧：AC100V(50、60Hz)に対応したアダプタが付属すること。

ソ グリーン購入法に適合していること。

タ PC グリーンラベルに対応していること。

チ RoHS 指令に準拠していること。

ツ J-MOSS グリーンマークに対応していること。

(2) (1)の機器について、下記の要件を満たすこと。

ア すべて同一メーカー、学校毎に同一型番とすること。

イ 2020 年以降発売のモデルであり、新品であること。

ウ サードパーティ製の部品を使用する場合について、下記(ア)～(ウ)の要件を満たしていること。

(ア) 本体のメーカー保証期間と同期間以上のメーカー保証が付いていること。

(イ) メーカーにて本体との動作確認がされていること。

(ウ) RoHS 指令に準拠していること。

エ 所有権移転後、1 年間は無償で保証すること。ただし、メーカー保証期間が 1 年以上のものについては、メーカーの指定保証期間によること。

オ 機器の選定にあたっては、過去に危険性を伴う事例（発煙、発火、他怪我の原因になる現象）が確認されていない機器であることをメーカーに確認したうえで、選定すること。（既に原因が究明されており、然るべき対策が取られている場合は、この限りではない。）

カ 保証期間内の不具合の有無及び対応について、リアルタイムに担当課に報告すること（例：リコールに関する情報など）。

キ 保証期間内の修理対応はセンドバック方式もしくは訪問修理とし、訪問修理対応は、原則として平日 9 時～17 時とする（訪問修理対応業者の休業日を除く）。

(3) 教育用コンピュータ（図書用 PC）

(1)、(2)と同等とする。

(4) 教育用コンピュータ（教員用 PC）

(1)、(2)と同等とする。

5 ソフトウェア

(1) Chrome 管理ソフト：下記 A の製品

A Chrome Education Upgrade

(2) (1)のソフトウェアについて、下記の要件を満たすこと。

ア 納入前に導入機器を管理コンソールへ設置校別に登録すること。なお、当該作業の実施日については、担当課と協議の上定めること。

イ 納入時に最新バージョン、後継バージョン等が存在する場合は、担当課と協議の上決定し納入すること。

ウ ソフトウェア上で操作方法等のサービスに関するサポートを受け付ける機能を有すること。ただし、製品構成上必須である場合を除き、本調達に別途有償サポートを含める必要はない。

6 数量

別紙「設置校別機器数量一覧」のとおり

7 その他

(1) 基本事項

- ア すべての納入物品（ソフトウェアを含む）について、日本国内での利用を想定した製品であること。
- イ 社名及び担当者等が変更になった場合は、遅滞無く更新対象校及び担当課に連絡すること。
- ウ Chrome Education Upgrade Distributor Authorized Reseller の資格証明書等（資格の保有を確認できる資料）を併せて提出すること。
また、納入完了時に納品書（機器構成一覧）を提出すること。

(2) 機器の納入等について

- ア 機器の搬入場所の詳細については、設置対象校と協議し決定すること。
- イ 納入に係る費用を入札金額に含めること。なお、納入の際に梱包を解く必要はないが、機器設置時に初期不良が見つかった場合は、メーカーの保証規定に従い、速やかに対応すること。
- ウ 納入につき問題が生じたときは、担当課の指示に従うこと。
- エ 校内での作業時には、名札及びマスクを着用すること。
- オ 作業場所における防災、保安等に協力すること。
- カ 納入機器のシリアルナンバー及び MAC アドレスの一覧を納入先がわかるように Excel ファイルにまとめて電子メール等で担当課に提出すること。

(3) 機器及びソフトウェアの登録について

- ア ソフトウェア等でメーカーに登録が必要なものについては、「札幌市教育委員会」とし、メールアドレスの登録が必要な場合は、登録するメールアドレスについて、担当課に確認すること。
- イ 登録した機器及びソフトウェアについては、その登録情報を提出すること。

(4) 備品整理票について

次頁図 1 のとおり、備品整理票（シール、大きさは縦 4cm×横 5cm 程度）を作成し、学校ごとに封筒に入れ、封筒に学校を記載のうえ、担当課に提出すること。

なお、各項目の作成ルールについては、以下のとおり。

ア 品名

「△△△」には、別紙「設置校別機器数量一覧」に記載の数量欄下の名称に一致するように記載すること。（例：教育用コンピュータ（児童生徒・教員用）【教育用コンピュータ（児童生徒用 P C）】）

イ 所属

対象校名を記載すること。

ウ 備考

「●●」には学校ごとの各機器の総数を、「▲▲」には各機器の通し番号を記載すること。

（例）教育用コンピュータ（児童生徒用 P C）が 10 台納入される学校の場合、5 台目の教育用コンピュータについては、「機器番号 10-5」と記載すること。

図 1

札幌市備品整理票	
番号	4561
品名	教育用コンピュータ（児童生徒・教員用） 【教育用コンピュータ（△△△）】
受入	令和5（2023）年8月31日
所属	札幌市立□□□□
備考	機器番号 ●●－▲▲

(5) 紛失時の連絡先について

下記図2のとおり、紛失時の連絡先（シール、大きさは縦1cm×横6cm程度）を作成し、学校ごとに封筒に入れ、封筒に学校名を記載のうえ、担当課に提出すること。

図 2

この端末を拾得された方は、下記連絡先までご連絡ください。 <連絡先> 札幌市教育委員会（011-211-3826）平日 9:00-17:00

(6) その他、仕様等に不明な点がある場合は、必ず入札前に担当課に確認すること。

8 担当課

札幌市教育委員会 生涯学習部 総務課 学校 ICT 推進担当

TEL 011-211-3826 FAX 011-211-3828